

クリーンデーにおける 「自治会運営委員(生活環境総括、地区担当)」と 「班長」の役割について

[凡例] 運営委員の仕事 班長の仕事

I. 自治会運営委員の定例・定型作業

1. クリーンデーの準備

- ①クリーンデーの総括責任者(生活・環境総括)
- ②ゴミ袋の購入・保管(生活・環境総括)
- ③班長にゴミ袋配布(地区担当)
- ④案内文書の回覧(生活・環境総括)

II. 班長の定例・定型作業

1. クリーンデー〔毎月第一日曜(Aグループ)、第三日曜(Bグループ)の2回〕に おける

- ①出欠チェック
- ②ゴミ袋配布(1家族5枚)
- ③作業日報(様式-3)作成 ※たんけん地区除く
→作業日報を一週間以内に地区担当に届ける。

→地区担当は3ヶ月ごとに作業日報を集計し(様式-1)生活・環境総括へ届ける。
→生活・環境総括は、会長の署名、捺印後、市へ郵送する。

- 2. ゴミゼロの日(5月下旬) ※今年度はクリーンデー再開前なので不参加
船橋をきれいにする日(11月中旬)などへの参加(班内会員の動員を行う)
- 3. 班内の不法投棄、並木の除虫、剪定、空き地の除草、防犯灯球切れ、
溝の詰りなどの解決(市や運営委員へ連絡)

※草取りについて、公園は役所指定業者が7月から10月に掛けて2、3回
実施し、歩道については適宜、運営委員から市へ要請し実施致します。
クリーンデーでの草取りについては、公園、歩道ともに時間内で可能な
範囲で、適宜、実施して下さい。

※その他の作業につきましては、随時相談のうえ対応

そもそも公園掃除を行う訳・・・

Q. なぜ、公園掃除を行うの？

A. 船橋市と「公園および周辺清掃委託契約」という委託契約をむすんでいるからです。

当自治会は、つぼすみれ公園、きりかぶ公園、木のぼり公園、木の実公園の4公園について委託契約を結んでおり、年間で約30万円を市から受領(自治会に)しています。

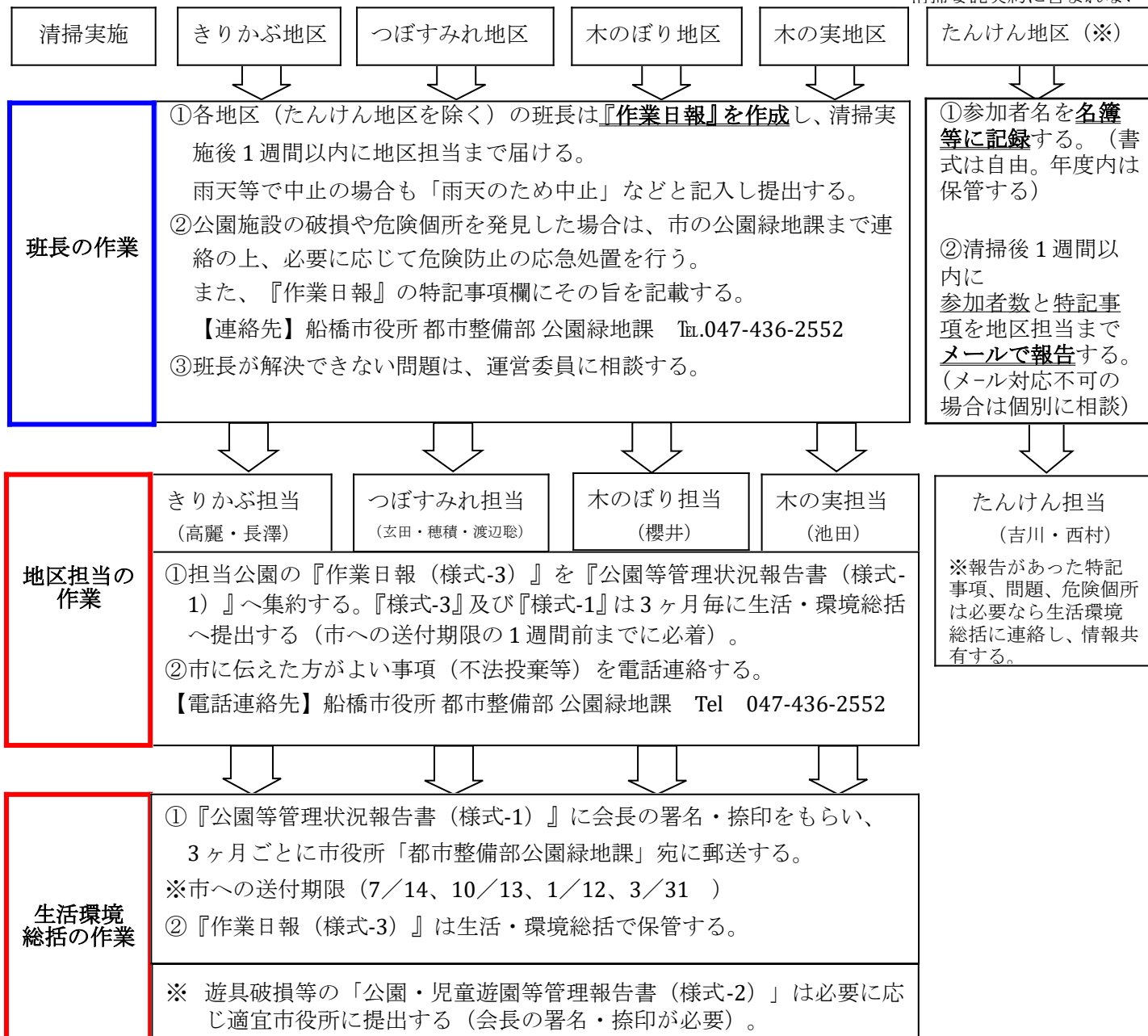
【市との受託内容等(抜粋)】

- ①つぼすみれ公園、きりかぶ公園、木のぼり公園、木の実公園(たんけん除く)の4公園について受託。
- ②公園内、外周も含めおおむね月2回以上行う。
- ③遊具、フェンス、照明灯等の公園施設の点検を行い、破損や危険箇所を発見した場合は、船橋市役所の「公園緑地課」まで連絡の上、危険防止の応急処置を行う。
- ④園内の雑草は適宜取り除く。また、集めたゴミや草については、ごみ収集日に合わせて出す。
- ⑤水飲み場のある公園では、砂などが詰まっていないか注意する。

以上

公園等清掃委託に関する市への報告手順等 ～『作業日報』作成・提出の流れ～

※たんけん公園は
清掃委託契約に含まれない



※上記の報告とは別に、年度末には自治会全体の清掃活動実績（参加者数）を市に報告する必要があります。このため、清掃委託契約に含まれない「たんけん地区」にも参加者数の報告をお願いしています。